

2020年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）  
試験科目：民事法（民事訴訟法）

次の文章を読んで、【第1問】から【第3問】まですべての問い合わせに答えなさい。  
なお、各問い合わせはそれぞれ独立のものとして解答すること。

Xは、Yに対して、100万円の支払を求める給付訴訟を提起した。第1回口頭弁論期日において、Xは、次のように主張した。

「自分はYに対して、100万円で動産甲を売り渡した。現在に至るまでYから1円もその代金が支払われていないから、すぐに払ってもらいたい。」

【第1問】

Yは、第1回口頭弁論期日において、「Xから100万円で甲を買い受けたことは間違いない。しかし、甲の引渡しを受けるまでは、代金は支払わない。」と主張した。

この場合において、裁判所はどのような判決を下すべきか。Yの主張のもつ訴訟上の意味を明らかにしつつ、答えなさい。

【第2問】

第1回口頭弁論期日においてYがXの主張を争ったため、Xは、共通の友人であるAの証人尋問を申請した。

証人Aが出廷し、「XがYに甲を手渡しているところを見た。」と証言した。さらに、Aは、「その際、XはYに対して、『自分はもう要らなくなったから、よかつたらこれをあげるよ』と言っていたと思う。」と述べた。

その後、審理を尽くしても、裁判所には、甲がXからYに売り渡されたものなのか、それとも贈与されたものなのか、判断がつかなかった。この場合において、裁判所はどのような判決を下すべきであるか。「証明度」という言葉を用いて、説明しなさい。

【第3問】

Yは、「確かに甲を買ったが、自分はすでに代金を支払っている。」と主張し、「受領証」と題された文書を提出して書証の申出をした。

当該「受領証」には、手書きで、「金100万円を受領しました。」との文言、受領年月日、及びXの氏名が記載されている。

裁判所がXに確認したところ、Xは「自分はこのような文書を作成した覚えはない。Yが自分で書いたものではないか。」と述べた。この場合において、裁判所は、この文書をどのように取り扱うべきか。「形式的証拠力」という言葉を用いて、説明しなさい。

なお、取扱いの根拠となる民事訴訟法の規定があれば、その条項をきちんと摘示すること。